公共施設への再生可能エネルギー設備設置に向けた実施設計・地域振興活用調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1　目的

この要領は、公共施設への再生可能エネルギー設備設置に向けた実施設計・地域振興活用調査業務（以下「本業務」という。）について、本業務の目的及び内容に最も適した受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2　業務概要

(1) 業務名

公共施設への再生可能エネルギー設備設置に向けた実施設計・地域振興活用調査業務

(2) 業務内容

平戸市南部市民屋内運動場への太陽光発電設備（蓄電池を含む。）設置に係る調査及び実施設計を行う。詳細は、別紙１「公共施設への再生可能エネルギー設備設置に向けた実施設計・地域振興活用調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和８年 12 月 23 日まで

(4) 提案上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3　参加資格

プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

(1) 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成 19 年平戸市告示第 104 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 公共施設等（民間施設を含む。）への太陽光発電設備（蓄電池を含む。）導入可能性調査業務及び設計施工監理業務のいずれかの実績を有する者であること。

(5) 国及び地方税を滞納していない者であること。

(6) 平戸市暴力団排除条例（平成 24 年平戸市条例第 22 号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

(7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

(8) 本業務を一括再委託しない者であること。
(9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
なお、申請者が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。
また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

４　スケジュール

公募開始から受託者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。

内　容	期　間　等
公募開始	令和８年７月 15 日（水）
質問書の受付期限	令和８年７月 23 日（木）午後３時
質問回答	令和８年７月 28 日（火）
参加申込書の提出期限	令和８年８月　３日（月）午後５時
企画提案書及び見積書の提出期限	令和８年８月 14 日（金）午後５時
プレゼンテーションの実施	令和８年８月 20 日（木）
選定結果通知	令和８年８月下旬予定
契約締結	令和８年９月上旬予定

５　質問及び回答

質疑がある場合は、「質問書（様式８号)」により、電子メールにて提出すること。
(1) 受 付 期 限
令和８年７月 23 日（木）午後３時まで
(2) 提 出 方 法
電子メールにて提出すること。なお、件名は、「平戸市公共施設再エネ設備設置調査業務委託質問書」とすること。
(3) 提　出　先
平戸市役所市民生活部市民課環境政策班
(4) 電 子 メ ー ル
kankyoseisaku@city.hirado.lg.jp
(5) 回 答 方 法
令和８年７月 28 日（火）までに、平戸市ホームページ上に掲載する。なお、事業者名は公表しない。

６　参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。
参加申込書及びプロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

①参加申込書（様式１号）

②会社概要書（様式２号）

③業務実績書（様式３号）

※直近５か年（令和３年度から令和７年度）の同種又は類似業務のみの実績を記載すること。（講演・研修等を除く。）

④誓約書（様式４号）

⑤法人登記簿謄本の写し（申込日前３か月以内に発行されたもの。）

⑥国及び地方税の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し（直近事業年度で申込日前３か月以内に発行されたもの。）

(2) 提出期限

令和８年８月３日（月）午後５時（必着）

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、件名は、「平戸市公共施設再エネ設備設置調査業務委託プロポ参加申込書」とすること。（PDF ファイルで電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。メール受信可能な容量が約 10MB までであるため、10MB を超える容量の場合は、複数回に分けて電子メールにて提出すること。）

なお、共同提案の場合は代表事業者が一括して提出すること。

(4) 提出先

平戸市役所市民生活部市民課環境政策班

〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町 1508 番地３

電話：0950-22-9126（直通）

電子メール：kankyoseisaku@city.hirado.lg.jp

7　企画提案書等の提出

プロポーザルを実施するにあたり、企画提案書等を提出すること。なお、提案は１者１案とする。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式５号）※企画提案内容は任意様式

②業務実施体制（様式６号）

③業務担当者調書（様式７号）

④見積書及び内訳明細書（消費税及び地方消費税を含むこと。※任意様式）

⑤工程表（任意様式）

⑥その他必要と思われる資料

※見積書については、受託予定者に選定された場合、当該見積額が契約額を確約するものではない。

(2) 作成上の留意事項

提案書は、別紙１「仕様書」を踏まえ作成すること。また、平戸市南部市民屋内運動場の屋根への太陽光モジュール設置を想定した既存の構造計算書については、別紙２「南部市民屋内運動場　構造計算書(太陽光モジュール部分抜粋)」を参照すること。

(3) 提出期限

令和８年８月 14 日（金）午後５時（必着）

(4) 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、件名は、「平戸市公共施設再エネ設備設置調査業務委託プロポ企画提案書」とすること。(PDF ファイルで電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。メール受信可能な容量が約 10MB までであるため、10MB を超える容量の場合は、複数回に分けて電子メールにて提出すること。)

(5) 提出先

平戸市役所市民生活部市民課環境政策班

〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町 1508 番地３

電話：0950-22-9126（直通）

電子メール：kankyoseisaku@city.hirado.lg.jp

(6) その他

提出された企画提案書及び見積書等の内容について、必要に応じて補足資料や説明を求める場合があるので、決められた期限までに回答すること。

８　プレゼンテーション

参加要件を満たす企画提案者は、提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行う。

なお、参加事業者が多数の場合は、事前に書類審査を実施し、プレゼンテーション審査対象事業者を選定する場合がある。

(1) 実施日時　令和８年８月 20 日（木）

(2) 実施場所　平戸市役所本庁　３階会議室Ｃ（長崎県平戸市岩の上町 1508 番地３）

※詳細な日程等については、別途連絡する。

(3) 内　　容　企画提案の説明 30 分以内、質疑応答 15 分以内で予定

(4) 出席者数　１事業者３名以内

(5) そ の 他　プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案の資料配布は認めない。また、プレゼンテーションで必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を認める。その他パソコン等必要な機器については、各提案者で用意すること。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

９　選定方法

(1) 選定手順

庁内に設置する、公共施設への再生可能エネルギー設備設置に向けた実施設計・地域振興活用調査業務受託候補者選定委員会において、(2)の評価基準を基に、提出書類及びプレゼンテーションにより総合的な評価を行い、基準点を満たした上位の者から交渉権第１位となる事業者を受託予定者として選定する。

交渉権第１位に選定された事業者と、契約内容等について協議を行う。ただし、交渉権第１位に選定された事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合等は、交渉

権第２位に選定された事業者と交渉を行う。

(2) 評価基準

下記評価基準より審査を行うものとする。なお、提案内容については、別紙１「仕様書」の内容を加味したものとする。

評価基準

評価項目	評価の視点	配点
会社概要	・会社の規模が本業務遂行に十分な規模であるか。	５点
業務実施体制	・使途の連絡調整が速やかに行える体制となっているか。 ・業務遂行に十分な組織体制・人員となっているか。 ・本社・支社等の連携体制が十分か。 ・効率的かつ迅速な対応が可能な体制がとられているか。	10 点
業務担当者	・担当者の経験・実績は十分か。	５点
業務実績	・本業務に関する業務実績は十分なものか。 ・公共施設等（民間施設を含む。）において太陽光発電設備（蓄電池を含む。）の可能性調査業務や設計施工監理業務の実績を有し、且つ、本業務の遂行に必要な知見、専門知識を十分に有しているか。	10 点
企画提案書	・別紙１「仕様書」の内容に合致した提案であるか。 ・調査・検討の手法が示されており、業務遂行に足り得るものか。また、その提案は独自性、優位性を備えているか。 ・本市におけるゼロカーボン実現に向けた推進について十分に理解し、それを踏まえた上での提案が出来ているか。 ・業務に対する取組意欲、熱意があるか。 ・環境省及び経済産業省の趣旨を捉えた提案となっているか。	50 点
見積価格	・提案上限額以内であり、提案に対して適切な金額か。	10 点
工程表	・契約締結後から納品までの業務スケジュール及び各工程は、履行期間内に終えることができる内容となっているか。	５点
プレゼンテーションの内容	・プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があるか。 ・質問に対する回答は、知識・経験に裏付けられた的確なものか。	５点

10　参加の辞退

参加申込書（様式１号）を提出した事業者が本プロポーザルを辞退する場合は、企画提案書等の提出期限の前日までに、辞退届（様式９号）を提出しなければならない。

11　審査結果の公表

審査結果は、文書により通知するとともに、平戸市のホームページ上で公表する。なお、審査結果に関する問合せや異議には応じない。

12　契約手続

業務委託仕様書及び受託予定者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、平戸市契約規則に基づき契約を締結する。

企画提案書等に記載され、選定で評価した事項については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託予定者との協議により契約段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容、契約額等の調整を行うことがある。

契約書の作成にあたっては、受託者が案を作成後、市が内容を審議・協議し、承認を得られた場合において、契約を締結するものとする。

13　欠格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した応募者は失格とし、当該応募者を受託候補者として選定しない。また、欠格事項に該当したことが判明した時点で順位が定まっている場合は、当該応募者の順位を無効とし、次順位以降の応募者の順位を繰り上げるものとする。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
(2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(4) 見積額が提案上限額を超えている場合
(5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
(6) 選考の公平性を害する行為があった場合
(7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

14　その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする
(2) 提出後の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するものとする。ただし、本市が本業務に係る範囲において講評する場合のほか、本市が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
(3) 提出された書類は、返却しない。
(4) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。
(5) 提出書類等に記載された個人情報は、本業務の受託事業者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。

(6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、平戸市情報公開条例に基づき公開することがある。
(7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
(8) 本業務にあたり、受託事業者は、本業務の主たる業務を再委託等してはならない。
(9) 契約締結後であっても、談合その他不正行為が発覚した場合は、契約を解除することがある。

15 問合せ先

〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町 1508 番地３
平戸市役所市民生活部市民課環境政策班
電話：℡0950-22-9126（直通）　FAX：0950-22-4241
E-mail：kankyoseisaku@city.hirado.lg.jp